

## 仙台生産性ブースト補助金交付要綱

(令和7年9月25日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産性向上等を図るため、市内事業者等が、国が交付するサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金、中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金及び中小企業省力化投資補助金（以下「IT導入補助金等」という。）を活用して行う設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内において仙台生産性ブースト補助金（以下「ブースト補助金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業」とは、申請者がIT導入補助金等の交付決定を受けて実施する事業をいう。

(ブースト補助金の交付対象者)

第3条 規則第3条第1項の規定によるブースト補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 令和7年9月25日以降にIT導入補助金等の交付決定を受けていること。
- (2) サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程第9条及び中小企業省力化投資補助金交付規程別紙1において定める交付対象者の要件を満たしている者であること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当すること。
  - ア 会社にあつては本店、会社以外の法人にあつては主たる事務所を市内に登録していること。
  - イ 事業を営む個人（以下、「個人事業主」という。）であつて、次に掲げるいずれかに該当すること。
    - (ア) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
    - (イ) 市内に施設を所有又は賃借し、当該施設で事業を営んでいる者であること。
- (4) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 個人事業主の場合にあつては、個人として納付すべき本市の市税に加え、個人事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと。
- (6) 他の地方公共団体において納付すべき税を滞納していないこと（当該要件は、申請者の申告により確認するものとする）。

- (7) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (8) 同一の事業に対し、当市から既に交付を受けていないこと。
- (9) 同一の事業に対し、他の地方公共団体の補助金の交付を受けていないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 第3条第4号及び第5号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りでない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

- 2 第3条第5号に規定する個人として納付すべき市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、個人事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象となる経費は、IT導入補助金等の交付決定通知書に記載された補助対象経費のうち、申請者が負担する経費とし、補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請兼実績報告)

第7条 申請者は、仙台生産性ブースト補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請を行う事業のIT導入補助金等の交付決定通知書の写し
- (2) 様式第1号別紙
- (3) 法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は別表2に定める本人確認書類の写し。また、市外の住民基本台帳に記録されている個人事業主の場合は、別表2に定める本人確認書類の写しに加えて、市内に施設を所有又は賃貸し、当該施設を運営していることがわかる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定兼補助金額の確定)

第8条 市長は、前条に基づく資料の提出を受けた場合、審査の上、ブースト補助金を交付することが適当と認めたときは、申請が到達してから30日以内にブースト補助金の交付を決定し、規則第6条の規定による通知は、仙台生産性ブースト補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請者が第2条各号のいずれかに該当しない場合は、交付しない旨の決定をし、仙台生産性ブースト補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定のあった日から30日を経過した日までに仙台生産性ブースト補助金交付申請取下書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 第5条第1項に規定する交付決定通知を受けた者が補助金の請求をするときは、仙台生産性ブースト補助金交付請求書(様式第5号)に必要書類を添付の上、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときにはブースト補助金を交付するものとする。

3 ブースト補助金は、全額を一括で交付する。

(ブースト補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、ブースト補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段によりブースト補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 第3条各号のいずれかの要件を満たしていないことが明らかになったとき。

(3) 申請の内容に虚偽があったとき。

(4) 第8条第2項により付した条件に違反したとき。

(5) IT導入補助金等の交付決定を受けた補助事業を完了することなく廃止したとき。

(6) IT導入補助金等の交付決定の取消処分を受けた又は当該補助金の交付決定に係る補助金の受給等にあたり不正行為があったことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定によりブースト補助金の交付決定を取り消した場合において、既にブースト補助金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、仙台生産性ブースト補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するとと

もに、仙台生産性ブースト補助金返還請求書（様式第7号）により適当な期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 3 市長は、第1項各号の規定によりブースト補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しが規則第16条各号に規定する場合に準ずると認めるときは、同規則第17条及び第18条の規定を準用し、加算金及び延滞損害金を徴収することができる。

（報告及び検査）

第12条 市長は、申請者の申請が支給要件を満たさないことが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

（書類の整備等）

第13条 ブースト補助金の交付決定を受けた者は、交付申請に係る証拠書類を整備し、かつブースト補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年3月25日改正）

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

	基本支給額
I T 導入補助金等の交付決定通知書に記載された「補助対象経費」から「補助金の額」を除いた額が 25 万円以下の場合	I T 導入補助金等の交付決定通知書に記載された「補助対象経費」から「補助金の額」を除いた額
I T 導入補助金等の交付決定通知書に記載された「補助対象経費」から「補助金の額」を除いた額が 25 万円超の場合	以下の①と②の合計額(上限 50 万円) ※ただし、合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額 ① 25 万円 ② I T 導入補助金等の交付決定通知書に記載された「補助対象経費」から「補助金の額」を除いた額より 25 万円を除いた額の 1/2

## 別表 2

### 本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること（いずれも個人番号の記載のないものに限る）。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に区別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの（※）で、記載された住所が申請時に記載した住所と同一のものに限る。

- 1 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 2 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 3 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 4 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）
- 5 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
- 6 上記 1 から 5 までを保有していない場合、住民票（提出時から 3 か月以内に発行されているもの。以下同じ。）、及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険被保険者証（両面）の両方。